

特定非営利活動法人 ゆうゆうProject 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆうゆうProject という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 広島県三原市城町一丁目25番6号三原マリンビル3階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市営明神会館を活用した、放課後児童クラブ、教養・娯楽・趣味等の講座、里山・公園の整備などの運営をとおり、高齢者、子どもの居場所づくり、住民同士の交流の場づくりに関する事業を行い地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 放課後児童クラブの運営
 - ② 明神会館を活用した各種事業
 - ③ 里山及び公園づくり事業
 - ④ 三原市明神会館施設管理運営業務

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に

その旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報

告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできな

い。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に

決める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)
- 第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。
- (合併)
- 第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

- 第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大名 松夫
副理事長	藤本 安馬
理事	片山 信明
理事	和泉 満二
理事	波村 亮
理事	谷出 一三
理事	七川 義明
監事	七川 雅仁
監事	森川 拓司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から26年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から26年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | | |
|-----|---------|-----|-------|-----|-------|
| (1) | 正会員(個人) | 入会金 | 1000円 | 年会費 | 1000円 |
| (2) | 正会員(団体) | 入会金 | 2000円 | 年会費 | 2000円 |

令和8年度 事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人ゆうゆう Project

1 事業の計画

子ども達の安心で安全な居場所作りを目標に活動する。

感染症対策に加え、熱中症対策を考慮しながら活動する。

近隣の大学、近隣高校との連携をする。

三原市の委託事業の業務を全うする。

里山及び公園づくり事業では、三原市より管理委託を受け、本谷川公園を整備する。

地域と連携しながら活動する。

放課後児童クラブの運営拠点の一つである明神会館の運営管理を行う。

2 事業の計画に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位：円)
放課後児童クラブの運営	保護者が仕事などにより、昼間家庭にいない小学1年生～小学6年生の学童保育。 ・明神ブロック ・本郷西ブロック ・本郷ブロック	4月～3月 ○月曜日 ～金曜日 13:30～ 18:30	明神会館	20人	小学1年生～6年生 115人	64,710,000
		○土曜日 8:00～ 18:00	本郷西小学校内及び元船木小学校	13人	小学1年生～6年生 106人	
		○学校行事 振替日・ 長期休み 7:30～ 18:30	本郷小学校内及び集会所	16人	小学1年生～6年生 99人	
		4月 ～10月	明神・船木	子どもと一緒に		
菜園づくり		4月 ～10月	明神・船木	子どもと一緒に		

	夏休み工作	7月～8月	各放課後児童クラブ	子どもと一緒に		
	夏まつり	8月	各放課後児童クラブ	子どもと一緒に		
	陶芸教室	7月	本郷明神	子どもと一緒に		
	菜園収穫	8月～11月	明神・船木	子どもと一緒に		
	お楽しみ会	8月・10月・12月・3月	各放課後児童クラブ	子どもと一緒に		
	防災訓練 (防災教室・防犯教室含む)	年6回	各放課後児童クラブ	消防署・駐在所・子どもと一緒に		
明神会館を活用した事業	講座開催等施設管理	通年	明神会館	2人	不特定多数	
里山及び公園づくり事業	本谷川公園の整備・清掃	通年	本谷川公園	17人	不特定多数	
明神会館施設運営管理	施設管理・運営	通年	明神会館	2人	不特定多数	240,000

令和9年度 事業計画書

(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

特定非営利活動法人ゆうゆう Project

1 事業の計画

子ども達の安心で安全な居場所作りを目標に活動する。

感染症対策に加え、熱中症対策を考慮しながら活動する。

近隣の大学、近隣高校との連携をする。

三原市の委託事業の業務を全うする。

里山及び公園づくり事業では、三原市より管理委託を受け、本谷川公園を整備する。

地域と連携しながら活動する。

放課後児童クラブの運営拠点の一つである明神会館の運営管理を行う。

2 事業の計画に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位：円)
放課後児童クラブの運営	保護者が仕事などにより、昼間家庭にいない小学1年生～小学6年生の学童保育。 ・明神ブロック ・本郷西ブロック ・本郷ブロック	4月～3月 ○月曜日 ～金曜日 13:30～ 18:30	明神会館	20人	小学1年生～6年生 115人	65,110,000
		○土曜日 8:00～ 18:00	本郷西小学校内及び元船木小学校	13人	小学1年生～6年生 106人	
		○学校行事 振替日・ 長期休み 7:30～ 18:30	本郷小学校内及び集会所	16人	小学1年生～6年生 99人	
		4月 ～10月	明神・船木	子どもと一緒に		
	菜園づくり	4月 ～10月	明神・船木	子どもと一緒に		

	夏休み工作	7月～8月	各放課後児童クラブ	子どもと一緒に		
	夏まつり	8月	各放課後児童クラブ	子どもと一緒に		
	陶芸教室	7月	本郷明神	子どもと一緒に		
	菜園収穫	8月～11月	明神・船木	子どもと一緒に		
	お楽しみ会	8月・10月・12月・3月	各放課後児童クラブ	子どもと一緒に		
	防災訓練 (防災教室・防犯教室含む)	年6回	各放課後児童クラブ	消防署・駐在所・子どもと一緒に		
明神会館を活用した事業	講座開催等施設管理	通年	明神会館	2人	不特定多数	
里山及び公園づくり事業	本谷川公園の整備・清掃	通年	本谷川公園	17人	不特定多数	
明神会館施設運営管理	施設管理・運営	通年	明神会館	2人	不特定多数	240,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 事業収益		71,019,000
事業収益		
2. その他収益		
受取利息	3,500	
雑収益	0	3,500
経常収益計		71,022,500
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	58,200,000	
法定福利費	5,900,000	
福利厚生費	300,000	
人件費計	64,400,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	400,000	
消耗品費	100,000	
雑費	50,000	
その他経費計	550,000	
事業費計		64,950,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	1,200,000	
法定福利費	10,000	
福利厚生費	10,000	
人件費計	1,220,000	
(2) その他経費		
減価償却費	244,439	
旅費交通費	30,000	
通信運搬費	120,000	
消耗品費	500,000	
水道光熱費	0	
印刷製本費	400,000	
会議費	10,000	
委託費	2,000,000	
保険料	0	
賃借料	1,400,000	
租税公課	50,000	
雑費	30,000	
その他経費計	4,784,439	
管理費計		6,004,439
経常費用計		70,954,439
当期経常増減額		68,061
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		68,061
当期正味財産増減額		68,061
前期繰越正味財産額		9,775,887
次期繰越正味財産額		9,843,948

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 事業収益		
事業収益		71,355,000
2. その他収益		
受取利息	3,500	
雑収益	0	
経常収益計		3,500
II 経常費用		71,358,500
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	58,500,000	
法定福利費	6,000,000	
福利厚生費	300,000	
人件費計	64,800,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	400,000	
消耗品費	100,000	
雑費	50,000	
その他経費計	550,000	
事業費計		65,350,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	1,200,000	
法定福利費	10,000	
福利厚生費	10,000	
人件費計	1,220,000	
(2) その他経費		
減価償却費	244,439	
旅費交通費	30,000	
通信運搬費	120,000	
消耗品費	500,000	
水道光熱費	0	
印刷製本費	400,000	
会議費	10,000	
委託費	2,000,000	
保険料	0	
賃借料	1,400,000	
租税公課	50,000	
雑費	30,000	
その他経費計	4,784,439	
管理費計		6,004,439
経常費用計		71,354,439
当期経常増減額		4,061
III 経常外収益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		4,061
当期正味財産増減額		4,061
前期繰越正味財産額		9,843,948
次期繰越正味財産額		9,848,009